

2019年1月21日 独占禁止法と特許制度について

※一言要約： 独占が許されるのは、特許制度(特許法)だけ！

独占禁止法とは、自由経済活動において、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制するものです。即ち、私的独占の禁止、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)や独占的状态の規制などです。

特許制度(特許法)とは、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発展に寄与するもので、新技術の公開の代償として、一定期間独占権を付与するものです。昔は、専売特許と言ったものです。

即ち、独占が許されるのは、特許制度(特許法)だけです。これを事業に利用することを考えたいものです。独自の技術・製品やブランドを独占し、競争から飛び出すことが出来るのです。

ただし、国毎に特許制度(特許法)が異なり、日本の特許法は、日本国内に限定されるのです。具体的には、物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等が日本国内で行われることに適用されるので、ご注意ください。